

京丹後市

生物多様性を育む農業推進計画（2期）（案）

## 目次

1	はじめに	1
1)	計画の趣旨	1
2)	生物多様性を育む農業の定義	1
3)	計画の期間	1
2	生物多様性を育む農業の現状と課題	2
1)	現状	2
(1)	農産物生産の現状	2
(2)	流通販売の現状	6
(3)	消費者意識の現状	6
2)	課題	8
(1)	生産面からの課題	
(2)	流通・消費面からの課題	
3	生物多様性を育む農業の目指す姿	9
1)	目指す姿	9
2)	目標数値	9
4	具体的施策	10
1)	栽培技術の確立と生産拡大	10
(1)	栽培技術の確立と普及促進	10
(2)	生産拡大に向けた環境整備	10
2)	生産者と消費者の相互理解と販売促進	12
(1)	生物多様性を育む農業の情報受発信の強化	12
(2)	販売促進	12
(3)	食育と地産地消の推進	13

# 1 はじめに

## 1) 計画の趣旨

農業は、人の生命の源である食料を生産する最も基本的な営みです。その営みは、自然界の仕組みを利用・工夫しながら発展し、長い年月をかけて、豊かな農村文化や田畑・里山環境を育んできました。

20世紀以降、化学合成肥料・農薬の普及は、農作物の大量生産を可能にした反面、土が持つ自然循環機能を低下させ、過剰施肥による水質汚染問題など、農業を取り巻く自然環境や生態系に大きな影響を及ぼしてきました。

しかし、近年では、食の安全・安心や生物多様性<sup>※1</sup>など、消費者の「環境」に対する意識の高まりから、できるだけ化学合成肥料・農薬の使用量を削減することが求められてきています。

国においては、農業の持続的な発展には、環境と調和のとれた農業生産の確保の重要性に鑑み、平成18年度に「有機農業の推進に関する法律」<sup>※2</sup>を制定し、有機農業推進の基本理念が定められ、平成19年度に「農地・水・環境保全向上対策」<sup>※3</sup>により、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援を始めました。平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」<sup>※4</sup>に基づき、「日本型直接支払制度」<sup>※5</sup>の一つとして環境保全型農業に対する支援を実施しています。

また、京都府では、平成22年3月に「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」<sup>※6</sup>を策定し、有機農業を含めた環境への負荷を低減する「人と環境にやさしい農業」の推進を図っています。

このような背景を踏まえ、平成23年6月に「京丹後市生物多様性農業推進計画」を策定し、「生物多様性を育む農業」を推進してきたところです。今回、これまでの取り組みを検証した上で、「京丹後市生物多様性農業推進計画(2期)」を策定し、引き続き、豊かな自然・農村環境を後世にわたり維持・継続できるよう、「生物多様性を育む農業」を推進し、広く農業者及び消費者に周知を図り、持続可能な農業の発展を目指します。

## 2) 生物多様性を育む農業の定義

生物多様性を育む農業とは、「農業の持つ物質循環機能を活かし、環境への負荷をできる限り低減して、多様な生物を育み、消費者の求めるより安全・安心な農産物を生産する農業」と定義します。

## 3) 計画の期間

本計画は、平成28年度から5年間とし、社会情勢等の変化により見直しの必要が生じた場合には、この計画期間にとらわれず、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 2 生物多様性を育む農業の現状と課題

### 1) 現状

#### (1) 農産物生産の現状

京丹後市内の農家数は平成22年度の3,692戸から3,124戸（平成26～27年 近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部）まで減少した一方、化学合成肥料・農薬の低減に取り組む有機JAS<sup>※7</sup>、特別栽培<sup>※8</sup>、エコファーマー<sup>※9</sup>のいずれかに該当する農業者数は、276人（7%）から303人（9%）まで増加しています（平成28年3月現在）。その他にも、認定を受けていない取り組み農業者が存在すると思われませんが、全体的な取り組みとしてはまだまだ少ない状況です。

特別栽培（米）は、集落営農等により農作業の共同化が進む久美浜地域において最も多くなっています。また、エコファーマーについては、久美浜町で最も多く、次いで大宮町及び丹後町が多くなっています。

#### ●市内における取組状況（平成28年3月/農政課調べ）

##### 【有機JAS】

（人）

	平成22年度	平成27年度	増減
京丹後市	4	4	0
峰山町	0	0	0
大宮町	0	0	0
網野町	1	1	0
丹後町	1	0	△1
弥栄町	2	2	0
久美浜町	0	1	1

##### 【特別栽培（米）】

（人）

	平成22年度	平成27年度	増減
京丹後市	221	256	35
峰山町	11	19	8
大宮町	14	38	24
網野町	11	11	0
丹後町	33	33	0
弥栄町	30	31	1
久美浜町	122	124	2

## 【エコファーマー】

(人)

	平成22年度	平成27年度	増減
京丹後市	110	132	22
峰山町	5	8	3
大宮町	10	23	13
網野町	3	4	1
丹後町	35	23	△12
弥栄町	10	5	△5
久美浜町	47	69	22

※特別栽培(米)農業者数 256 人の内 88 人はエコファーマー。

京丹後市の認定農業者<sup>※10</sup>数は平成22年度の154人(うち法人20組織)から平成27年度の171人(うち法人34組織)まで増加した一方、認定農業者における、有機JAS、特別栽培(米)、エコファーマーのいずれかに該当する農業者数は73人(47%)から65人(37%)まで減少しています(平成28年3月現在)。地域の中心的農家である認定農業者において、生物多様性を育む農業に対する関心の高さがうかがえる一方で、新たな

者の確保が課題となっています。

## ●認定農業者における取組状況

## 【有機JAS】

(人)

	平成22年度	平成27年度	増減
京丹後市	3	4	1
峰山町	0	0	0
大宮町	0	0	0
網野町	0	1	1
丹後町	1	0	△1
弥栄町	2	2	0
久美浜町	0	1	1

## 【特別栽培(米)】

(人)

	平成22年度	平成27年度	増減
京丹後市	51	49	△2
峰山町	2	5	3
大宮町	5	5	0
網野町	5	3	△2
丹後町	11	10	△1
弥栄町	11	11	0
久美浜町	17	15	△2

## 【エコファーマー】

(人)

	平成22年度	平成27年度	増減
京丹後市	34	38	4
峰山町	2	3	1
大宮町	5	3	△2
網野町	0	3	3
丹後町	4	5	1
弥栄町	8	4	△4
久美浜町	15	20	5

※特別栽培(米)農業者数49人の内24人はエコファーマー。

(平成28年3月/農政課調べ)

京丹後市は、水稻栽培に適した気候風土に恵まれ、高品質・良食味米づくりへの農家意識が高く、特別栽培米の団地化に対して助成を行っていることもあり、特別栽培米取り組み面積は、平成22年度の331ヘクタールから平成27年度には475ヘクタール、市内水田面積の11%から18%まで拡大し、京都府の取り組み割合の6%に対し3倍となっています。

化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業に対する状況・意識について農業者に意識調査※を実施した結果、化学合成肥料・農薬の使用を抑制した農業を実践している認定農業者数は、平成22年度のアンケート結果と比べ58人から63人に増加し、出荷をしている認定農業者数も26人から58人に増加しています。

※意識調査(平成28年7月6日~15日)

認定農業者及び環境保全型直接支払交付金事業取組者、計197名を対象に意識調査を実施した。

回答数:111名(56%)(認定農業者93名、認定農業者以外18名)

●化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業への取り組み（認定農業者）

設 問	平成22年度	平成28年度	増減
化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業に取り組んでいる	58人	63人	5人
化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業は取り組んでいない	21人	30人	9人

（平成28年7月／農政課調べ）

●化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農産物の販売について（認定農業者）

設 問	平成22年度	平成28年度	増減
すでに特別栽培農産物を生産・出荷している	26人	58人	32人
販売はしていないが、化学合成肥料・農薬の使用を抑制した栽培を行っている	32人	5人	△27人

（平成28年7月／農政課調べ）

意識調査における化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業の課題についての認定農業者の回答は、平成22年度と同様に生産コストに見合った販売価格の維持が難しく、労力がかかるとの意見が多くありました。

●化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業の課題（認定農業者）

設 問	平成22年度	平成28年度
労力がかかる	23%	22%
技術習得までの間の収量減・品質低下が心配	17%	12%
資材コストがかかる	10%	13%
技術が確立されていない	11%	9%
生産コストに見合った販売価格が維持できない	33%	29%
販売先の確保	—	13%
その他	6%	2%

（平成28年7月／農政課調べ）

## (2) 流通販売の現状

有機JAS農産物は、主に独自開拓した特定の販売ルートで出荷・販売されています。また、特別栽培農産物等は、JA出荷のほか、農業者個人又はグループによる小売・卸売業者等への出荷、縁故米やインターネットを中心とした個人向け販売、農業法人の自社流通部門への出荷・販売など、多様な流通形態が混在しています。

出荷先は、インターネットの普及などから、関西地域を中心に全国展開する形で拡がりを見せていますが、主な消費圏である京阪神から遠いという地理的条件、また、生産量が少なく、まとまった出荷量を確保できない等の理由から、有利販売につなげにくい傾向にあります。

## (3) 消費者意識の現状

消費者の購入先選択理由は、平成27年度の結果から「価格が安い」、「近い」が各品目で上位にありました。一方で、「安全性が高い」、「産地が明確」の項目は、米及び野菜で割合が減少していました。

一方で、平成27年度の特別栽培農産物等を購入する上で求める条件については、「表示の信頼」、「求めやすい場所で販売されていること」、「低価格」、「食味や栄養」については高い割合が示されています。

### ●購入先選択理由の上位5項目（複数回答）

品目	理由	平成21年度	平成24年度	平成27年度
米	配達が便利	25.5%	25.0%	25.0%
	近い	22.8%	23.0%	22.8%
	価格が安い	24.4%	22.9%	25.7%
	産地が明確	23.7%	23.4%	21.6%
	安全性が高い	22.3%	20.3%	16.6%
野菜	新鮮	33.6%	33.0%	32.5%
	近い	31.5%	30.5%	30.1%
	価格が安い	24.8%	26.6%	26.0%
	買いやすい	ランク外	ランク外	13.8%
	産地が明確	18.4%	16.4%	13.7%
	安全性が高い	17.7%	14.6%	ランク外
果物	新鮮	23.9%	23.7%	24.8%
	近い	33.5%	31.6%	32.1%
	価格が安い	24.1%	26.1%	24.8%
	買いやすい	17.7%	16.9%	16.5%
	品揃えが良い	17.8%	16.9%	16.1%

(2009～2015年度全国生協組合員意識調査報告書参照)

<参考>

平成12～19年の間に、相次いで食品偽装問題が発覚したことが背景にあり、平成21年度に掛けて、「安全性」や「産地の明確さ」に消費者の意識が集まったと考えられます。そして、消費者安全法等の法律の成立や消費者庁の発足もあり、平成27年度にこれらの数値が下がったことから、消費者の食品に対する意識が安定してきていることが考えられます。

●特別栽培農産物<sup>※</sup>等を購入する上で求める条件

購入条件	平成27年度
表示が信頼できること	61.3%
近所や買いやすい場所で販売されていること	55.3%
価格がもっと安くなること	43.7%
食味が優れていること	41.3%
栄養が優れていること	34.8%
見た目（外観や形状）が整っていること	5.4%
その他	1.2%
特になし	0.8%
無回答	6.9%

（平成28年2月9日農林水産統計参照）

※「特別栽培農産物」：化学肥料と化学合成農薬の使用について、その農産物が生産された地域における慣行的な使用量に比べ、5割以上低減して栽培された農産物をいう。

## 2) 課題

### (1) 生産面からの課題

食料の増産を第一に発展した化学合成肥料・農薬を使用した慣行農業に比べ、有機農業をはじめとした生物多様性を育む農業は、栽培技術研究の立ち遅れから、安定生産、品質保持に課題を抱えています。また、農業者が個々に試行錯誤を繰り返し、取り組み方法が多様化しているため、農業者同士の交流・連携が弱く、優良技術が普及拡大しにくい傾向にあります。公的機関による栽培技術の研究開発と普及推進が求められています。

また、生物多様性を育む農業と慣行農業では、栽培方法、農作業形態が異なるため、農地が隣接する場合は、農業者同士が交流を持ち、相互理解の上で農業生産活動を行うことが必要です。

### (2) 流通・消費面からの課題

様々な流通形態で出荷・販売されていますが、農業者個々の栽培面積が小さいため出荷量が少なく、消費者がスーパー等で身近に購入することは難しい状況にあります。

特別栽培農産物等は、化学合成肥料・農薬を慣行栽培よりも低減した農産物ですが、削減量がわかりやすく表示されていないため、どの程度削減したものなのか消費者にはわからず、慣行農業による農産物との明確な区分が認識されていません。生産者が情報を伝える仕組みと消費者がその情報を受け取る仕組みが必要とされています。

生物多様性を育む農業は、労力と特殊な資材を要するため生産コストが高くなり、慣行農業の農産物に比べて一般的に高い価格となる一方で、販売価格が生産コストに見合っていない現状もあります。生物多様性を育む農業が、自然環境の保全等に大きく貢献すること及び生産過程の労力の状況等について、積極的な情報発信や農作業体験等により、消費者の理解を得る取り組みやブランド化等の差別化を図り現実的な販売価格を保つことが必要です。

### 3 生物多様性を育む農業の目指す姿

#### 1) 目指す姿

京丹後市では、化学合成肥料や農薬を低減した、より安全・安心な農産物を生産する農業を推進しています。

この農業を実践するにあたり、個々の農業者が使用する化学合成肥料や農薬の特性を十分に理解し、自然環境や生物多様性に配慮した取り組みの重要性を認識することが必要です。

さらに、消費者がこの農業で生産された農産物を購入することの必要性から、これに関する生産から消費までの流通並びに消費者と売り場との情報伝達の促進を図ります。

そして、多種多様な生き物が共生する、豊かな田園・里山環境の整備を図り、京丹後市の貴重な自然環境が、将来にわたり維持・継続し、京丹後市民と京丹後出身者が、ふるさと京丹後に誇りを持てる地域づくり、多様な生物が息づく実り豊かなふるさと“京丹後”の形成を目指します。

#### 2) 目標数値

京丹後市では、平成23年に生物多様性を育む農業の取り組みとして、平成27年に向けての目標数値を設定しました。

有機JAS認定者については、認証に掛かる経費負担と条件の厳さもあり、人数の変化はありませんでした。特別栽培米の取組者については、「特別栽培米団地化促進事業」や「環境保全型農業直接支払交付金」の取り組みの活用により、増加しておりましたが、ここ3年は微増傾向にあり256人とどまりました。エコファーマー認定者についても、「環境保全型農業直接支払交付金」の取り組みもあり増加しましたが、132人とどまりました。

このことから今後5カ年で、次の目標数値を目標とし達成を目指します。

#### ●目標数値

項目	1期計画		2期計画	
	平成23年	平成27年目標	現状	目標
有機JAS認定者	4人	10人	4人	10人
有機JAS圃場面積			33ha	39ha
特別栽培(米)の取組者	221人	325人	256人	325人
特別栽培米面積			475ha	550ha
エコファーマー認定者	110人	175人	132人	175人
認証GAP※ <sup>1</sup> 件数	1件	3件	4件	6件

## 4 具体的施策

生物多様性を育む農業の目指す姿と目標に向けて、効果の見込まれる事業は、関係機関と協力連携して重点的に進めます。

### 1) 栽培技術の確立と生産拡大

#### (1) 栽培技術の確立と普及促進

生物多様性を育む農業に関心を持つ生産者が、容易に取り組めるよう、京都府の試験研究機関等と連携し、栽培技術の確立と普及促進を図ります。

また、生産者同士の交流の機会を設け、個々に実践する栽培技術の共有化を進め、技術力の向上と生産拡大により、生物多様性を育む農業で生産された農産物（以下「生物多様性を育む農産物」という。）を広く消費者に届けることで、取り組みの認知度アップにつなげます。

#### 継続して実施する施策

##### 「特別栽培米団地化促進事業」

減農薬、減化学肥料で栽培する特別栽培米は、団地化することでその効果が高められるため、特別栽培米団地化の取り組みを支援します。

##### 「有機栽培技術の現地講習会の開催」

有機ＪＡＳの認定を受けている生産者等（以下、「有機ＪＡＳ生産者等」という。）の技術を、特別栽培に取り組む農業者やエコファーマーへ移転するために、有機ＪＡＳ生産者等を講師とした展示ほ場での現地講習会の開催や、生産者同士の交流を図ることで、栽培技術の普及・拡大を進めます。

#### 継続して推進する施策

##### 「有機ＪＡＳ認定取得の推進」

有機農業を志す生産者に対し、京丹後市有機農業推進協議会と連携し、有機ＪＡＳ認定取得に関する取り組みを推進します。

#### (2) 生産拡大に向けた環境整備

良質なたい肥の利用並びに環境保全型農業に使用可能な食品残渣、河川・道路の刈り草及び森や海がもたらす落ち葉やカニ殻等の未利用資源の活用等を促進するため、環境整備を進めます。

また、慣行農業より生産コストが高いため、国や府の補助事業を活用し、生物多様性

を育む農業への積極的な取り組みを促進します。

#### 継続して実施する施策

##### 「環境低負荷型農業・環境保全型農業を支援」

化学合成肥料の低減のために用いるたい肥・油粕、緑肥、液肥（京丹後市エコエネルギーセンターの液肥<sup>※12</sup>）等の有機質肥料の購入を支援します。

##### 「環境保全型農業直接支払交付金」

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払の一つとして、化学合成肥料・農薬を原則5割以上低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への積極的な取り組みを支援します。

##### 「新規就農支援の充実」

新規就農希望者が、生物多様性を育む農業に取り組みやすくなるよう、京都府をはじめとした関係機関、実践農家と連携し、相談・支援体制の一層の充実を図ります。

#### 継続して推進する施策

##### 「未利用資源の活用」

道路、河川、里山等の管理作業で発生する刈草や落ち葉類、カキ殻・カニ殻・海藻等、市内に豊富に存在する未利用資源の活用のため、生産者が利用しやすい仕組みづくりを推進します。

##### 「GAPの導入を推進」

GAP（農業生産工程管理）は、全国的に取り組みが拡大し、信頼できる生産者、農場の判断基準になっています。信頼ある産地づくりには、生産者が自主的に生産工程の点検、管理等を行うことが重要です。京都府等の関係機関と協力し、生産者のGAPへの理解促進に努め、生物多様性を育む農産物の安全性の向上、環境への配慮と生産現場の安全強化につながるGAPへの取り組みを推進します。

##### 「機械導入支援」

生物多様性を育む農業は新たな農業技術と労力の削減が課題となっているため、無農薬・減農薬農法及び省力化等に有効な農業用機械・施設導入等への支援を推進します。

## 2) 生産者と消費者の相互理解と販売促進

### (1) 生物多様性を育む農業の情報受発信の強化

生物多様性を育む農業は、慣行農業に比べ生産コストがかかり、価格が高くなる傾向にあることから、生産コストに見合った販売価格を確保するためには、消費者の理解を得る必要があります。そのため、生産者と消費者、双方向への情報受発信強化により、生産者と消費者の交流を進め、お互いの理解を深めることで生物多様性を育む農業への理解と販売促進を図ります。

#### 継続して推進する施策

##### 「生産者・消費者の意識の向上」

生産者及び消費者を対象とした学習会、講演会等により、生物多様性を育む農業への意識向上を図るとともに、生産現場の見学会、農業体験パック（ツーリズム）等を開催し、生産者と消費者の相互理解の促進を図ります。

また、水生昆虫や魚類等の住処となる田んぼ（冬期湛水<sup>※13</sup>の実証エリアの設定を含む）において、生産者と消費者とが連携した生き物調査を行い、環境への負荷を減らす取り組みが生物多様性の維持・向上に重要な役割を担うことに気付き、自然環境の大切さを考えることにつながる取り組みを推進します。

##### 「生物多様性を育む農産物の認知度向上」

生物多様性を育む農産物を使った料理教室や試食会を開催し、食材を味わうことで、地元の農産物に愛着を持ってもらい、取り組みの認知度アップを図ります。

また、市内の朝市やイベント等に生物多様性を育む農産物コーナーを設置してもらい、生物多様性を育む農産物の内容をわかりやすく伝えることで、消費者の生物多様性を育む農産物に対する理解促進を図ります。

### (2) 販売促進

消費者が生物多様性を育む農産物を容易に購入できるよう、取扱店舗、イベント等の販売情報の発信を強化すると共に、実需者（流通業、食品加工業、外食産業等）の協力により、品目の充実と取扱店舗等の拡大を図ります。

その他、市内流通の拡充と同時に、市外・都市部の消費者に向けた情報発信の活発化により、新たな外部需要を開拓し、インターネット等を活用した販路の拡大を図ります。

#### 継続して推進する施策

##### 「市内流通の拡充と市外販路の開拓」

京都府では、エコファーマー等の農産物の販売コーナーを設置する店舗をサポート

トストアとして登録し、府のホームページ等で積極的にPRすることで、消費者が容易に環境にやさしい農産物を入手できる仕組みづくりを検討しています。

京丹後市においても、小売・販売業者の協力を募り、生物多様性を育む農産物を販売するモデル店舗の開設や販売コーナーの設置をサポートし、消費者が、生物多様性を育む農産物を購入しやすい環境整備に努めます。

また、生産者と実需者（流通業、食品加工業、外食産業等）とのマッチング会を開催し、取引数量の拡大を図ります。

### （３）食育と地産地消の推進

生物多様性を育む農業の浸透と消費拡大を進めるためには、消費者が農業や食の大切さについて認識を深めることが重要です。地産地消による地域農業支援が、地域の自然環境保全・向上につながることの意識づくりを、生産者と消費者の協働並びに関係機関との協議をしながら推進します。

#### 継続して実施する施策

##### 「農作業体験を推進」

京丹後市では、保育所、幼稚園をはじめ、小中学校等の子供から大人までの幅広い年代を対象に農作業体験が盛んに行われています。これらの体験を京丹後市だけでなく都市部の人にも取り組んでもらうことで、生産者の苦労や自然環境の保全の大切さを知ってもらい、生物多様性を育む農業への理解を深めてもらいます。

##### 「給食への地産地消の活動を支援」

平成22年度より、認定農業者等で組織する京丹後市農業経営者会議の中に給食小委員会が設置され、地元産の食材を学校給食に利用する取り組みを始めています。

この取り組みを今後とも継続・支援し、生物多様性を育む農産物へ拡大することで、京丹後市の将来を担う子ども達に、食の大切さや、生物多様性を育む農業の重要性を伝えます。

##### 「給食への地元産食材提供」

市内の公共機関での給食、配食サービス等に、生物多様性を育む農産物の利用を促します。

#### 継続して推進する施策

##### 「出前講座の実施」

生産者、農業関係団体、行政が一体となって出前講座等を開催し、生物多様性を育む農業への理解を深め、地産地消を推進します。

## 《用語説明》

### P 1 ※1 「生物多様性」

生き物の「個性」と「つながり」。地球上の生きものは、様々な環境に適応して進化し、3000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。多様性は、生態系の多様性（森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁など）、種の多様性（動植物から細菌などの微生物まで）、遺伝子の多様性（同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があります）の3つのレベルでとらえられ、生物多様性のたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられています。現在、地球上の種の絶滅のスピードは加速化し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。特に、地球温暖化は、多くの種の絶滅や生態系の崩壊を助長する世界的な問題です。

（※環境省ホームページ参考）

### P 1 ※2 「有機農業の推進に関する法律」

平成18年12月、有機農業の推進に向けて、基本理念を定め、国や地方公共団体が果たすべき責務や施策の基本となる事項を定めることを目的として制定されました。この法律における「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業とされています。

### P 1 ※3 「農地・水・環境保全向上対策」

全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る地域の「まとまり」が弱まる中、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動を支援するものです。

### P 1 ※4 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」

この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等の措置を講じるものです。

（※農林水産省ホームページより）

### P 1 ※5 「日本型直接支払制度」

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援する農林水産省の制度で、「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支援」の3つの対策の総称です。

（※京都府ホームページより）

P 1 ※6 「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」

安心・安全な農産物に対する府民ニーズの高まりやエコファーマーの増加などを背景に、農業者だけではなく、広く府民の理解を得ながら、有機農業を含めた環境への負荷を低減する「人と環境にやさしい農業」を積極的に推進するため、平成22年3月に策定されました。

P 2 ※7 「有機JAS」

有機食品のJAS規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果、認定された事業者のみが有機JASマークを貼ることができます。この「有機JASマーク」がない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。



有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられています。

(※農林水産省ホームページより)

P 2 ※8 「特別栽培」

その地域の慣行的な農薬、化学肥料の使用量を50%以上減らした栽培方式。

P 2 ※9 「エコファーマー」

エコファーマーとは、平成11年7月制定の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「土づくり」「減化学肥料」「減農薬」等、持続性の高い農業生産方式を実践する5カ年の栽培計画を知事に提出し認定を受けた農業者の愛称です。



エコファーマーの認定マーク

「エコファーマー」の「エコ」は、エコロジー（生態学）に由来しますが、「エコマーク」「エコビジネス」など、環境にやさしいもの、配慮したものの象徴として広く親しまれている用語です。エコファーマーマークは、認知度の向上と一層の普及・拡大を図るため制定されました。

(※全国環境保全型農業推進会議ホームページより)

P 3 ※10 「認定農業者」

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した農業経営を目指す農業者で、自らの農業経営を改善するため、5年先を目標とした農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた者です。認定農業者は、認定された計画達成に向けて様々な支援を受けることができます。

P 9 ※11 「GAP（ギャップ）」

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという、一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のことです。農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質向上、労働安全の確保等に有効な手法です（「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」より）。チェック方法は、自己点検、第三者による点検（取引先等による認証）、第三者による点検（審査・認証

団体等による認証)と様々です。京丹後市では、第三者、第三者認証への取り組みを推進します。

P 1 1 ※ 1 2 「京丹後市エコエネルギーセンターの液肥」

京丹後市では、地域循環型社会の構築及び環境保全型農業の推進に向けて、京丹後市エコエネルギーセンターにおいて食品残渣等を原料としたメタン発酵後の液肥の利用を推進しています。液肥の主な肥料成分は、概ね全窒素2.5g/ℓ、リン0.5g/ℓ、カリウム1.1g/ℓとなっています。

P 1 2 ※ 1 3 「冬期湛水(とうきたんすい)」

稲刈り後の田んぼに水を張ること。化学合成肥料・農薬を低減することで、多様な生物が生息し、豊かな水辺の生態系が育まれる他、適正管理により一定の抑草効果が期待できます。漏水対策等、周辺的一般田への配慮が大切です。

## 《参考資料》

### 1 京丹後市生物多様性を育む農業推進計画検討（２期）委員会

#### （１）検討委員

梅本	修	農業者	
越江	雅夫	農業者	【委員長】
關	昌弘	農業者	
野木	武	農業者	【副委員長】
下田	菜穂子	消費者	
平林	洋子	消費者	
味田	佳子	消費者	
小林	幹則	流通・販売者	
廣野	公昭	流通・販売者	
福永	晋介	流通・販売者	
天野	久	有識者	（京都府丹後農業研究所長）
加藤	英幸	有識者	（京都府丹後農業改良普及センター所長）
車古	宏史	有識者	（京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室長）
杉本	重喜	有識者	（ＪＡ京都営農部丹後広域営農センター長）
田中	功	有識者	（京丹後市有機農業推進協議会長）
山下	博成	有識者	（有機農業グループ）
徳岡	邦夫	アドバイザー	（株式会社京都吉兆 代表取締役社長）

（グループ別五十音順敬称省略）

#### （２）開催状況

「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（２期）」検討委員会

第１回 平成２８年 ９月２９日（木）

第２回 平成２８年１０月２０日（木）

第３回 平成２８年１１月１７日（木）